

改	現
<p>改正案</p> <p>（算定政令第六条第三項の厚生労働省令で定める率）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の保険料収納率は、計画期間（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四百七十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。）の最終年度の十一月三十日現在における当該計画期間分の第一号被保険者に係る保険料についての調査決定済額で、当該計画期間の初年度の四月一日から当該計画期間の最終年度の十一月三十日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該計画期間の最終年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。</p> <p>（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）</p> <p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）及び法第一百五十条の三十八に規定する地域支援事業に要する費用の額に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第二百七十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p>	<p>現行</p> <p>（算定政令第六条第三項の厚生労働省令で定める率）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の保険料収納率は、事業運営期間（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四百七十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下同じ。）の最終年度の十一月三十日現在における当該事業運営期間分の第一号被保険者に係る保険料についての調査決定済額で、当該事業運営期間の初年度の四月一日から当該事業運営期間の最終年度の十一月三十日までの保険料の納期に納付すべきものとして賦課されている額のうち、当該事業運営期間の最終年度の十一月三十日現在において収納された額の占める率とする。</p> <p>（基金事業対象比率の算定に当たつての介護保険事業に係る収入額の算定方法）</p> <p>第一条の二 算定政令第六条第四項第一号に規定する標準給付費額（同号に規定する標準給付費額をいう。以下同じ。）に充てるべき額は、各年度の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第三項第二号に規定する合算額から同項に規定する法第二百七十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額並びに同項に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額の合計額の総額を控除して得た額の総額とする。</p>

<p>（単年度基金事業対象収入額の算定方法）</p> <p>第二条 算定政令第七条第二項に規定する法第二百七十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額は、これらの補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額を控除して得た額とする。</p> <p>2 算定政令第七条第二項に規定する当該年度前の年度において生じた決算上の剰余金のうち標準給付費額に充てるべき額は、次の各号に掲げる剰余金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該年度が属する計画期間中の各年度において生じた決算上の剰余金 当該決算上の剰余金に基金事業対象比率（算定政令第六条第四項に規定する基金事業対象比率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度が属する計画期間前の年度において生じた決算上の剰余金 当該年度が属する計画期間に係る保険料率の算定に当たつて施行令第三十八条第三項第二号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入として見込まれていたものに基金事業対象比率を乗じて得た額</p> <p>（基金事業対象収入額の算定方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 現計画期間（算定政令第十条に規定する現計画期間をいう。以下同じ。）の前の計画期間において生じた決算上の剰余金であつて現計画期間に繰り越されたものうち標準給付費額に充てるべき額は、現計画期間に係る保険料率の算定に当たつて施行令第三十八条第三項第二号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入として見込まれていたものに基金事業対象比率を乗じて得た額とする。</p> <p>（平成十八年度から平成二十年年度までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成十八年度から平成二十年年度までの算定政令第十二条第</p>	<p>（単年度基金事業対象収入額の算定方法）</p> <p>第二条 算定政令第七条第二項に規定する法第二百七十七条及び第二百二十八条の規定による補助金のうち標準給付費額に充てるべき額は、これらの補助金のうち標準給付費額に係るもの以外のもの額とする。</p> <p>2 算定政令第七条第二項に規定する当該年度前の年度において生じた決算上の剰余金のうち標準給付費額に充てるべき額は、次の各号に掲げる剰余金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 当該年度が属する事業運営期間中の各年度において生じた決算上の剰余金 当該決算上の剰余金に基金事業対象比率（算定政令第六条第四項に規定する基金事業対象比率をいう。次号において同じ。）を乗じて得た額</p> <p>二 当該年度が属する事業運営期間前の年度において生じた決算上の剰余金 当該年度が属する事業運営期間に係る保険料率の算定に当たつて施行令第三十八条第三項第二号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入として見込まれていたものに基金事業対象比率を乗じて得た額</p> <p>（基金事業対象収入額の算定方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 現事業運営期間（算定政令第十条に規定する現事業運営期間をいう。以下同じ。）の前の事業運営期間において生じた決算上の剰余金であつて現事業運営期間に繰り越されたものうち標準給付費額に充てるべき額は、現事業運営期間に係る保険料率の算定に当たつて施行令第三十八条第三項第二号に規定するその他介護保険事業に要する費用のための収入として見込まれていたものに基金事業対象比率を乗じて得た額とする。</p> <p>（平成十五年年度から平成十七年度までの財政安定化基金拠出率）</p> <p>第四条 平成十五年年度から平成十七年度までの算定政令第十二条第</p>
---	---

三項に規定する財政安定化基金拠出率は、千分の一とする。

(調整金額)

第六条 前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額を超える医療保険者(以下「控除対象医療保険者」という。)に係る法第五十一条第一項ただし書に規定する調整金額は、その超える額(以下「超過額」という。)に算定率を乗じて得た額とする。

2 前々年度の概算納付金の額が前々年度の確定納付金の額に満たない医療保険者(以下「加算対象医療保険者」という。)に係る法第五十一条第一項ただし書に規定する調整金額は、その満たない額(以下「不足額」という。)に算定率を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定する算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額に係る基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)の法第六十条第一項第一号から第三号までに規定する業務上生じた利息の額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 (略)

(概算納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の算定方法)

第七条 法第五十二条に規定する医療保険納付対象額(法第二百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)(及び介護予防事業医療保険納付対象額(法第二百二十六条第一項

三項に規定する財政安定化基金拠出率は、千分の一とする。

(調整金額)

第六条 前々年度の概算介護給付費納付金の額が前々年度の確定介護給付費納付金の額を超える医療保険者(以下「控除対象医療保険者」という。)に係る法第五十一条第一項ただし書に規定する調整金額は、その超える額(以下「超過額」という。)に算定率を乗じて得た額とする。

2 前々年度の概算介護給付費納付金の額が前々年度の確定介護給付費納付金の額に満たない医療保険者(以下「加算対象医療保険者」という。)に係る法第五十一条第一項ただし書に規定する調整金額は、その満たない額(以下「不足額」という。)に算定率を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定する算定率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

一 すべての加算対象医療保険者に係る不足額の合計額及びすべての控除対象医療保険者に係る超過額の合計額に係る基金の支払利息の額と受取利息の額との差額を基礎として、前々年度における社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)の法第六十条第一項第一号及び第二号に規定する業務上生じた利息の額等を勘案して支払基金があらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて算定する額

二 (略)

(概算介護給付費納付金の算定に係る医療保険納付対象額の見込額の算定方法)

第七条 法第五十二条に規定する医療保険納付対象額(法第二百二十五条第一項に規定する医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)(の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗

に規定する介護予防事業医療保険納付対象額をいう。以下同じ。)(の見込額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。)(を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額及び法第二百二十二条の二第一項に規定する介護予防事業に要する費用の額(以下「介護予防事業費額」という。)の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者の見込数の算定方法)

第八条 (略)

(概算納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

じて得た額に、当該年度に係る第二号被保険者負担率(同条第二項に規定する第二号被保険者負担率をいう。以下同じ。)(を乗じて得た額とする。

一 前々年度のすべての市町村の標準給付費額の総額

二 当該年度におけるすべての市町村の標準給付費額の見込額の総額を前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額の総額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

(概算介護給付費納付金の算定に係る第二号被保険者の見込数の算定方法)

第八条 (略)

(概算介護給付費納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条 法第五十二条に規定する当該年度における医療保険納付対象額の見込額の総額を第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該年度における第七条の規定により算定した医療保険納付対象額の見込額の総額を、当該年度におけるすべての医療保険者に係る前条第一項の規定により算定した数の総数と同条第二項の規定により算定する数の見込数の総数の合計数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(確定納付金の算定に係る医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第五十三条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一条 法第五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごと(とあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする)。

(端数計算)

第十二条 納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第六条第一項の規定による控除対象医療保険者に係る調整金額	一円未満の端数を切り捨てる
第六条第二項の規定による加算対象医療保険	

(確定介護給付費納付金の算定に係る医療保険納付対象額の算定方法)

第十条 法第五十三条に規定する医療保険納付対象額の総額は、前々年度におけるすべての市町村の標準給付費額の総額に前々年度に係る第二号被保険者負担率を乗じて得た額とする。

(確定介護給付費納付金の算定に係る第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第十一条 法第五十三条に規定する前々年度における医療保険納付対象額の総額を第二号被保険者の総数で除して得た額(以下「第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、前々年度における前条の規定により算定した医療保険納付対象額の総額を前々年度におけるすべての医療保険者に係る第二号被保険者の総数で除して得た額として年度ごと(とあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする)。

(端数計算)

第十二条 介護給付費納付金の額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

第六条第一項の規定による控除対象医療保険者に係る調整金額	一円未満の端数を切り捨てる
第六条第二項の規定による加算対象医療保険	

險者に係る調整金額

第七条の規定による医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の見込額の総額	一円未満の端数を四捨五入する
第十条に規定する医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額の総額	
第八条第一項の規定による当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数	一未満の端数を四捨五入する

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 法第五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

- 一 (略)
- 二 各年度の医療保険納付対象額及び介護予防事業医療保険納付対象額並びにその内訳 翌年度の六月末日

(老人保健法施行規則の準用)

第十五条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第五十九条の規定は、納付金の納付の猶予について、同令第六十一条第二項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における医療保険者の支払基金に対する第二号被保険者数等の報告について、同令第六十二条の規定は、新たに医療保険者となった者又は合併若しくは分割により成立した医療保険者の支払基金に対する届出について準用する。この場合において、これらの規定中「拠出金」とあるのは「納付金」と、「保険者」とあるのは「医療保

險者に係る調整金額

第七条の規定による医療保険納付対象額の見込額の総額	一円未満の端数を四捨五入する
第十条に規定する医療保険納付対象額の総額	
第八条第一項の規定による当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数	一未満の端数を四捨五入する

(市町村が行う支払基金に対する通知)

第十三条の二 法第五十九条第一項の規定により市町村が支払基金に対して行う通知は、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日までにを行うものとする。

- 一 (略)
- 二 各年度の医療保険納付対象額及びその内訳 翌年度の六月末日

(老人保健法施行規則の準用)

第十五条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)第五十九条の規定は、介護給付費納付金の納付の猶予について、同令第六十一条第二項の規定は、合併、分割又は解散が行われた場合における医療保険者の支払基金に対する第二号被保険者数等の報告について、同令第六十二条の規定は、新たに医療保険者となった者又は合併若しくは分割により成立した医療保険者の支払基金に対する届出について準用する。この場合において、これらの規定中「拠出金」とあるのは「介護給付費納付金」と、「保険者

「険者」と、「基金」とあるのは「支払基金」と、第五十九条中「第六十二条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。

「とあるのは「医療保険者」と、「基金」とあるのは「支払基金」と、第五十九条中「第六十二条第一項」とあるのは「第五十八条第一項」と読み替えるものとする。